

船舶事故調査報告書

令和3年9月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗揚（定置網） |
| 発生日時 | 令和3年4月3日 13時20分ごろ |
| 発生場所 | 神奈川県三浦市金田漁港北東方沖 金田港東防波堤灯台から真方位071° 1,710m付近 （概位 北緯35°09.9′ 東経139°41.0′） |
| 事故の概要 | プレジャーボート ^{クレナイ エーティ} Kurenai ATは、定置網のブイを避けようと右転中、同網の固定用ロープに乗り揚げた。 Kurenai ATは、左舷中央部船底外板に擦過傷を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーボート Kurenai AT、5.0トン 232-45586千葉、株式会社デイリートランスポート 8.95m (Lr) × 3.17m × 1.92m、FRP ディーゼル機関、320kW、平成31年1月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年6月28日 免許証交付日 平成29年6月14日 （令和4年6月27日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 本船 左舷中央部船底外板に擦過傷 定置網 本船を救助する際、固定用ロープを切断 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西南西流 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、知人6人を乗せ、令和3年4月3日06時30分ごろ千葉県木更津港を出港し、同県富津市浜金谷港沖及び鋸南町保田漁港沖で釣りを行った後、12時30分ごろ神奈川県金田湾に移動した。 船長は、魚群探知機で釣り場を探し、金田漁港北東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の東北東方300m付近で漂泊して釣りを始め、潮流によって本件定置網の方向に流されるの |

| | |
|--|---|
| | <p>で、本件定置網のブイ（以下「本件ブイ」という。）に約150mの距離まで接近したら、元の場所に戻るようしていた。</p> <p>船長は、知人らと共に釣りを行っていたところ、船首方約50mの距離まで本件ブイに接近していることに気づき、本件ブイを避けようと後部甲板に設けられた舵輪及び主機操縦レバーを操作して極微速力前進とし、舵効が得られる速力となったので右舵一杯とした。</p> <p>本船は、右転して船首方至近となった本件ブイを避けた後、13時20分ごろ、本件ブイが左舷船尾から2～3mの距離となったとき、本件ブイから海底に伸びた本件定置網の固定用ロープに乗り揚げ、船尾側から異音及び振動が生じて停止した。</p> <p>船長は、主機を中立としてプロペラ点検口からプロペラシャフトにロープが絡んでいることを確認し、ボートレスキューサービス（Boat Assistance Network）に救助を要請するとともに海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁から連絡を受けた水難救済会所属の船舶（本件定置網所有者）により救助され、金田漁港にえい航されたのち絡んだロープを取り除き、自力で帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船の船尾喫水は、約1.3mであった。</p> <p>本件定置網は、東西方向に約400m、南北方向に約150mの範囲に設置され、本件定置網の東端に本件ブイが位置しており、本件ブイが、長さ約1.3m、直径約0.7mの円柱型で、その一端に本件定置網につながるロープが、もう一端に海底に向かって斜めに伸ばした直径30mmの化学繊維製ロープがそれぞれ係止されていた。</p> <p>船長は、金田湾に定置網が設置されていることを知っており、本件ブイが定置網のブイであると認識していたが、本件ブイから伸びるロープが真下に向かって伸びていると思っていた。</p> <p>船長は、本事故後、船首方約50mの距離まで本件ブイに接近していることに気付いた際、すぐに本件ブイから離れるように主機を後進として避けるべきであったと思った。</p> <p>本事故当時、本船の乗船者は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、金田漁港北東方沖で釣りをしながら漂泊中、船首方約50mの距離まで本件ブイに接近した際、船長が、主機を前進に操作し、本件ブイに船首方至近まで接近して避航したことから、本件ブイから海底に向かって斜めに伸びた本件定置網の固定用ロープに乗り揚げたものと考えられる。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>船長は、本件ブイが定置網のブイであると認識していたが、本件ブイから延びるロープが真下に向かって延びていると思っていたことから、主機を前進に操作し、本件ブイに船首方至近まで接近して避航したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、金田漁港北東方沖において、本船が釣りをしながら漂泊中、本件ブイに接近した際、船長が、本件ブイから延びるロープが真下に向かって延びていると思い、主機を前進に操作し、本件ブイに船首方至近まで接近して避航したため、本件ブイから海底に向かって斜めに延びた本件定置網の固定用ロープに乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂泊して釣り等を行う場合、風や潮流により船体が流されて障害物に接近することのないよう、常時、周囲の見張りを行うこと。 ・ 船長は、定置網等の周囲には複数のロープ等が張り巡らされていることに留意し、ブイ等に接近した場合、余裕のある距離で避航すること。 |

付図1 事故発生経過概略図

